

## 適正な価格形成で議論 中間取りまとめ案を提示

### 第 15 回基本法検証部会

農水省は 19 日に東京・霞が関で開いた基本法検証部会（部会長 = 中嶋康博・東京大学大学院教授）の第 15 回会合において、中間取りまとめ案を示した。平成 11 年の制定から 25 年ぶりに改正する食料・農業・農村基本法（基本法）の見直しの方向を盛り込んでいる。国内人口の減少と世界人口の増大、国内の農業者の高齢化やウクライナ情勢に端を発した食料供給の不安定化などを受け、食料安全保障や持続可能な農業の観点を重視した内容となっている。コメでは、「適正な価格形成」「備蓄」「輸出」などの施策や、みどりの食料システム戦略の実現に向けた施策が影響を及ぼしてることが想定される。

中間とりまとめ案は、改正後の基本法の構成に沿って、「基本理念」から始まり、「基本的施策」ごと①食料②農業③農村④環境——の 4 つの分野で構成。さらに、「基本計画・食料自給率」と「不測時の食料安全保障」「関係者の責務」を織り込んでいる。

基本理念では、国際的な食料安全保障の概念を勘案し、「不測時に限らず、“国民一人ひとりが健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態”と定義し、平時から食料安全保障の達成を図る」視点を導入した。

基本的施策では基本理念に基づき、①の食料施策について▷食品アクセス▷適正な価格形成▷食品産業の持続的な発展▷輸出施策▷備蓄施策——などを掲げた。

このうち「適正な価格形成」については、「小売業だけでなく、流通、加工、生産まで、安売りのためコスト増の負担を反映しきれていないという実態を廃し、フードチェーンの各段階を通して適正な価格形成を行っていく必要がある」と明記。このため、「農業者・農業者団体などは、コスト構造の把握など、適切なコスト管理の下で価格交渉を行い得るような経営管理が必要である一方、消費者や流通、小売等の事業者に生産にかかるコストが認識されることも不可欠」とコストの明確化に言及している。

また備蓄施策については、「国内需要、国内の生産余力や民間在庫、海外での生産や保管状況、海運等の輸送、特定国からの輸入途絶リスク、財政負担なども総合的に考慮しつつ、適切な水準を含め、効果的かつ効率的な備蓄運営のあり方を検討する」と示した。

②の農業施策に関しては、「離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体を育成・確保」するため、▷個人経営の経営発展の支援▷農業法人の経営基盤の強化▷多様な農業人材の位置づけ▷需要に応じた生産▷経営安定対策の充実——などを行うこととしている。

このうち「需要に応じた生産」では、「輸入品から国産への転換が求められる小麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料作物等について、水田の畑地化・汎用化を行う」ほか、「米粉用米、業務用米などの加工や外食などにおいて需要の高まりが今後も見込まれる作物についても、積極的かつ効率的に生産拡大およびその定着を図っていく」と示した。

### 「透明で公正な」形成を

③の農村施策では、▷農業インフラの保全管理▷農村ビジネスの創出▷多様な人材の活用による農村機能の確保——などを列挙。このうち「多様な人材」については、「副業的経営体や自給的農家も含めた地域の話し合いを基にした農地の保全・管理」を掲げ、いわゆる零細農家も地域農業に位置づける考え方を残している。

④の環境施策の展開に向けては、「みどりの食料システム法に基づいた取組を基本としつつ、フードチェーン全体で環境と調和の取れた食料システムの確立を進める」方向を掲げている。

19 日の審議では、「適正な価格形成」をめぐる議論があった。二村睦子委員（日本生協連常務）が「透明で公正な」という文言を加えるよう提起。これに続いて真砂靖委員（㈱読売新聞グループ本社監査役）が「"適正な価格形成"を掲げるならば、コメの生産調整、生産カルテルをやめるべき。やめないならば、何の目的のために消費者が高いコメを買うのか説明すべき。生産カルテルの考え方を“適正な価格形成”の項目に記載すべき」と強く主張。

これを受け取る形で中嶋部会長が「生産調整について、この法律の議論の段階でどこまで踏み込めるか分からない。しかし目的を明らかにする、また"適正な価格"がどういう意味なのか明確にする点で、もう少し書き込んではどうか」と応じ、農水省の事務方に念を押す場面があった。

基本法検証部会は今年 29 日に第 16 回会合を開き、中間取りまとめ案の最終確認を行う。7 月以降、広く一般から意見・要望を受け付けるとともに、地方意見交換会を開催する。